

# 「福住光明苑短期入所生活介護事業所」利用契約書

\_\_\_\_\_（以下、「契約者」という）と社会福祉法人 福住会（以下、「事業者」という）は契約者が特別養護老人ホーム福住光明苑 福住光明苑短期入所生活介護事業所（以下、「福住光明苑」という）において、事業者から提供されるユニット型指定短期入所生活介護事業（以下、「短期入所生活介護事業」という）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下、「本契約」という）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させると共に、第4条及び第5条の定める短期入所生活介護事業を提供します。
2. 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護事業の内容・利用期間・費用等の事項は、別紙『重要事項説明書』に定める通りとします。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から契約者の介護保険要介護・要支援認定の有効期間満了日までとします。なお、契約者の介護保険要介護・要支援認定の更新を受けた場合は、自動的に本契約の有効期間も更新するものとします。

契約解除については第18条から第21条定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

### 第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

1. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合にはそれに沿って契約者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
2. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行ないます。その場合に、事業者は契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行なうものとします。

3. 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査しその結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して短期入所生活介護計画を変更するものとします。
5. 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者とその家族に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

## **第二章 サービスの利用と料金の支払い**

### **第4条（介護保険給付対象サービス）**

事業者は、介護保険給付対象サービスとして福住光明苑においては契約者に対して、その有する能力に応じ、在宅にて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護計画に基づき、契約者の日常生活上の活動について必要な援助を行なうものとする。

### **第5条（介護保険給付対象外のサービス）**

1. 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護事業を提供するものとします。
2. 契約者が利用する滞在費（居室料・光熱水費相当）・食費（食材料費・調理費相当）は介護保険給付対象外として提供するものとします。（おむつ代は除く）
3. 前項の他、事業者は嗜好品・理美容サービス等の契約者の日常生活において、通常必要となるものにかかわるサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとし、その利用料金は契約者が負担するものとします。
4. 事業者は、前項3項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者とその家族等に対して分かりやすく説明するものとします。

## 第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

## 第7条（運営規程の厳守）

1. 事業者は、別に定める運営規程に従い必要な人員を配置して、契約者に対し本契約に基づく施設サービスを提供すると共に、建物及び付帯施設の維持管理を行なうものとし、ます。
2. 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者・契約者共に厳守するものとし、事業者がこれを変更する場合は契約者に対して、事前に説明することとします。
3. 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第8条（サービス利用料金の支払い）

1. 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとし、ます。  
但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合や、居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一時的に支払うものとし、ます。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。）（償還払い）
2. 第5条に定めるサービスについては、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとし、ます。
3. 前項の他、契約者は利用期間中の滞在費・食費及び、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとし、ます。
4. 前項3項に定めるサービス利用料金は、利用料金を利用日数に基づいて1ヶ月毎に計算し、契約者はこれを重要事項説明書にて指定する期間までに事業者が指定する方法で支払うものとし、ます。

## 第9条（利用の中止・変更・追加）

1. 契約者は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護事業の利用中止又は変更もしくは、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合に、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
2. 契約者が、開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いして頂く場合があります。  
但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。
3. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、福住光明苑が満室であった場合や職員の稼働状況等によって、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
4. 契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
5. 前項の場合に、契約者は既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び、第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
6. 前項4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は契約者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうものとします。

## 第10条（利用料金の変更）

1. 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
2. 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合には、事業者は契約者に対して、変更を行なう日の1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務

#### 第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは、主治医又は予め定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出・その他必要な訓練を行なうものとします。
4. 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行なわないものとします。
5. 事業者は、契約者に対する短期入所生活介護事業の提供について記録を作成し、それを5年間保管しものとします。その記録は、契約者もしくは、その代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。  
但し、この複写物については、コピー代を徴収するとします。（重要事項説明書参照）
6. 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は予め定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第12条（守秘義務等）

1. 事業者及びサービス従事者は、短期入所生活介護事業を提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、契約者又はその家族の同意を文書により得た上で、契約者

やその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 第四章 契約者の義務

### 第13条（契約者の施設利用上の注意義務等）

1. 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。  
但し、その場合事業者は契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
3. 契約者は事業所内の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設・設備の利用方法等を決定するものとします。

### 第14条（契約者の禁止行為）

契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為はできません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動等を行なうこと
- 三 その他決められた物以外の持ち込み

## 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

### 第15条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。(重要事項参照)

#### **第16条（損害賠償がなされない場合）**

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行なったことに主に起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に、専ら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行なった行為に専ら起因して損害が発生した場合

#### **第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）**

1. 事業者は、本契約の有効期間中に地震・噴火等の天災やその他自己の責に帰さない事由により、サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して該当サービスを提供する義務を負いません。
2. 事業所は、前項の場合に既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求する事はできないものとします。

### **第六章 契約の終了**

#### **第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）**

1. 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用する事ができるものとします。
  - 一 契約者が死亡した場合
  - 二 要介護認定により、契約者の心身の状況が自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合や破産した場合、又はやむを得ない事由により福

住光明苑を閉鎖した場合

四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

六 第 19 条から第 21 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況・置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

### 第 19 条（契約者からの中途解約）

契約書の有効期間であっても、契約者から福住光明苑からの退所を申し出る事ができます。その場合には、契約終了を希望する日を 7 日前までに事業者へ通知する事とし、1 日前までに解約届出書を提出して頂きます。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除する事ができます。

一 第 10 条第 3 項により本契約を解約する場合

二 契約者が入院した場合

三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

### 第 20 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行なった場合には、本契約を解除することができます。

一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護事業を実施しない場合

二 事業者もしくはサービス従事者が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合

三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により、契約者の身体・財物・信用等を傷つける、もしくは著しい不信行為やその他、本契約に継続しがたい重大な事情が認められる場合

四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

### 第 21 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合に、本契約を解除することができます。

一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約に継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 二 契約者による、第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金のお支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が故意又は重大な過失により、事業者やサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つける、もしくは著しい不信行為を行なう事等によって本契約に継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者の行為が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響をおよぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約に継続し難い重要な事情を生じさせた場合

## **第22条（精算）**

第18条第1項第二号から第五号により本契約が終了した場合において、契約者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、速やかにこれを履行し、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

## **第七章 その他**

### **第23条（苦情処理）**

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### **第24条（協議事項）**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。